

特集 第2回登別市民自治フォーラム

市民が主役の まちづくり

～試される市民力～



3月1日(日)、市民自治について多くの方に理解していただき、これからの登別市に必要な市民自治のあり方を共に考え、共に学ぶため、昨年引き続き市民自治フォーラムが市民会館で開催され、基調講演と各分野で活躍する市民による討論会が行われました。
今月号では、協働のまちづくりや市民自治フォーラムの結果などについてお知らせします。

平成12年に地方分権を推進するための『地方分権一括法』が施行されたことに伴い、地方自治体は自主性、自立性を高め、個性豊かで活力に満ちたまちづくりに取り組むことが求められています。

また、少子高齢化が進み、市民ニーズが多様化する中、市民が心豊かに満足して暮らせるまちづくりを進めるためには、市民と行政がまちづくりのあり方について共に考え、共に汗を流して行動する協働のまちづくりに取り組む必要があります。

協働のまちづくりとは

よりよい『まち』にするために、市民と行政が協力してまちづくりに取り組んでいくことです。

まちづくりの原点は一人一人が自分の住むまちに愛着と誇りを持ち、それを源として自らが主役となって活動していくことにあります。まちへの愛着や思い入れなしにはまちづくりは成り立ちません。

市では、協働のまちづくりを実現するため、市民で構成された『登別市まちづくり基本条例検討委員会』から出された提言書をもとに、『登別市まちづくり基本条例』を平成17年12月に施行しました。

まちづくり基本条例とは

市民が主役のまちづくりを進めるためのルールです。

この条例は、市民や行政、議会それぞれの役割や責任、まちづくりへの市民参画の権利などの『まちづくりの基本原則』を定め、市の最高規範と位置付けられています。

市民自治推進委員会とは

登別市まちづくり基本条例第28条にその設置がうたわれ、市民が主役のまちづくりを推進するための市民参画の場として、平成18年10月に設置された組織です。

幅広く行政に対応するため6つの部会で構成され、平成21年4月現在で44人の委員が登録しています。

部会名	取り扱う内容
第1部会	行政推進
第2部会	生活環境
第3部会	保健福祉
第4部会	産業労働
第5部会	都市整備
第6部会	文化スポーツ教育

これまでの活動は、市に提言を行っているほか、市がまちづくりに関する重要な施策・計画を策定するときに、企画・立案の段階などで、意見やアイデアの提言などを行っています。

昨年度は、『登別市立図書館』、『鷺別地区の活性化事業、ステップアップ事業、地元の観光地の体験事業』、『家電等の不法投棄防止』に関して、市に提言を行いました。